資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金のみを保有しており株式等は保有しておりません。

また、未収附属病院収入は、本学会計規定に沿ってリスク管理をしております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額（※１）
①　現金及び預金	5,156,608	5,156,608	—
②　未収附属病院収入	3,335,899		
徴収不能引当金（※２）	△　103,652		
	3,232,247	3,232,247	—
③　大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(2,036,313)	(2,148,282)	(111,969)
④　長期借入金	(15,482,453)	(16,635,541)	(1,153,088)
⑤　未払金	(2,822,085)	(2,822,085)	—

（※１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の算定方法

①　現金及び預金、②　未収附属病院収入

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

③　大学改革支援・学位授与機構負担金、④　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑤　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

７．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、財源が運営費交付金以外で措置される教職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、運営費交付金で財源措置される教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

⑵　確定給付制度

①　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	486,264千円
勤務費用	130,622千円
利息費用	2,439千円
数理計算上の差異の当期発生額	24,700千円
退職給付の支払額	△　23,492千円
期末における退職給付債務	620,534千円

②　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	620,534千円
退職給付引当金	620,534千円

③　退職給付に関連する損益

勤務費用	130,622千円
利息費用	2,439千円
数理計算上の差異の当期費用処理額	24,700千円
合計	157,762千円

④　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　0.53％

８．賃貸等不動産関係

当法人は秋田県において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．資産除去債務関係

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射線同位元素等を使用している建物の放射線の除去義務、石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務であります。

使用見込期間は１年から49年と見積り、割引率は－0.2％～2.2％を使用して計算しております。

期首残高	10,240千円
履行による減少	△　5,071千円
見積もりの変更による増加額	110,158千円
時の経過による調整額	△　28千円
期末残高	115,297千円

Ⅱ．損益計算書関係

１．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは、以下のとおりであります。

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元本償還額に充てた額は、1,370,747千円であります。当該借入金により取得した資産の減価償却費は、1,152,769千円であります。当期総利益に与える影響額（差引）は、217,977千円であります。

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した診療機器資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額は、２千円であります。

⑴⑵による、当期総利益への影響額は217,979千円であります。